平成３０年（フ）第１５号
石川県七尾市石崎町カ部18番地　石倉方、住民票上の住所石川県鹿島郡中能登町良川る部１番地６、従前の住所石川県七尾市石崎町ロ部10番地
債務者　瀬戸　章吾
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　　環
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第６９６号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅13棟205号
債務者　下元　和幸
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　泰朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１９号
静岡市駿河区小黒１丁目４番21号
債務者　前田　英希
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪川　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４０号
富山県滑川市上小泉387番地　プラーサソレアード104
債務者　四十物良恵
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４６４号
名古屋市千種区千代が丘１番102―206号（千代が丘団地）、従前の住所名古屋市昭和区荒田町５丁目36番地の２　三旺マンション第２石川橋102号
債務者　花木　高史
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　輝征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３４７号
堺市北区野遠町629番地３　アロース306号
債務者　関本　博一
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２３３号
宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字高躰48番地１ビサイド・フォーリストＢ202
債務者　砂田　祐司
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２７７号
仙台市青葉区八幡６丁目６番８号　ヴァルーンレイム２―201、従前の住所仙台市青葉区中江１丁目６番11号
債務者　津田　義弘
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
福島県いわき市小名浜南富岡字中前２番地
債務者　櫛田　敏彦
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第４７号
福島県いわき市佐糠町東２丁目17番地の６23号
債務者　箱崎　幸男
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第１１５号
山梨県笛吹市石和町東高橋101番地　グレープハイツⅡ－２、前住所山梨県南都留郡富士河口湖町大石2762番地８
債務者　杉本大司郎
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
岐阜県美濃加茂市西町３丁目119番地　コーポウエストタウンＢ201
債務者　小椋　和幸
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第１２２号
大津市雄琴１丁目12番１号
債務者　大柿　和子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４３号
滋賀県栗東市苅原296番地（101号）
債務者　綾井明日香（旧姓巽）
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８８号
兵庫県姫路市広畑区小坂152番地１
債務者　田口　五子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１９８号
兵庫県姫路市網干区津市場2020番地　レオパレス誠201
債務者　木村　正直
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部